

# 経済産業省

20191121貿局第2号  
輸出注意事項2019第48号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和元年11月28日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

## 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

### 附 則

この通達は、令和2年1月22日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)			(略) 0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可 (イ) 輸出令別表第1の解釈 (略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
	爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ～ヌ (略) ヌ (略) (一)～(十) (略) <u>(十一) ナノテルミット</u> 注： (略)		爆発物	次のいずれかに該当するものを含む。 イ～リ (略) ヌ (略) (一)～(十) (略) <u>(新設)</u> 注： (略)
	火薬類	(略)		火薬類	(略)

		<u>の規定に基づく耐空証明又は第12条の規定に基づく型式証明を受けた民間航空機に用いるもの</u>
	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。） イ 照射済み核燃料物質等の切断機、寸断機又は脱被覆装置 ロ～ホ (略)
	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第1条第十四号中の工作機械</u>	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第1条第十四号イ（三）に該当するものを除く。）にあっては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。
		(略)
	(略)	(略)
	貨物等省令第	国際規格ISO10360-2（2009

	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質（以下「照射済み核燃料物質等」という。）の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。） イ 照射済み核燃料物質等の切断又は寸断機 ロ～ホ (略)
	(略)	(略)
	<u>数値制御を行うことができる工作機械</u>	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第1条第十四号イ（三）に該当するものを除く。）にあっては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。
		(略)
	(略)	(略)
	貨物等省令第	国際規格ISO10360-2（2009

1条第十七号イ(一)中の最大許容長さ測定誤差	) (座標計測第2部) (日本産業規格B7440-2(2013))で定める測定方法により各軸の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値 ( $E_{ox}$ MPE、 $E_{oy}$ MPE 又は $E_{oz}$ MPE) であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。
貨物等省令第1条第十七号イ(二)中の最大許容長さ測定誤差	国際規格ISO10360-2(2009) (座標計測第2部) (日本産業規格B7440-2(2013))で定める測定方法により、空間の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。製造者が指定した、測定のための最も正確な条件(最適なプローブ、スタイラス長さ、動作パラメータ、環境条件等)を用いて、ソフトウェアによる補正を行った上で設定される、最大許容長さ測定誤差 ( $E_o$ MPE) を用いて、測定軸の長さに0.00125を乗じて得た数値に1.7を加えた数値以下であるか否かを判定するものとする。
(略)	(略)
呼び径が5A以上のもの	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径の数字(日本産業規格B2001号においてAの符号で表す数字)が5以上のもの(呼び径の数字がないものにあつては、口径が5ミリメートル以上のもの)をいう。
(略)	(略)

1条第十七号イ(一)中の最大許容長さ測定誤差	) (座標計測第2部) (日本工業規格B7440-2(2013))で定める測定方法により各軸の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値 ( $E_{ox}$ MPE、 $E_{oy}$ MPE 又は $E_{oz}$ MPE) であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。
貨物等省令第1条第十七号イ(二)中の最大許容長さ測定誤差	国際規格ISO10360-2(2009) (座標計測第2部) (日本工業規格B7440-2(2013))で定める測定方法により、空間の測定精度を測定した場合に、製造者が指定する長さ測定誤差の許容値であって、正又は負の最大偏差で表したものをいう。製造者が指定した、測定のための最も正確な条件(最適なプローブ、スタイラス長さ、動作パラメータ、環境条件等)を用いて、ソフトウェアによる補正を行った上で設定される、最大許容長さ測定誤差 ( $E_o$ MPE) を用いて、測定軸の長さに0.00125を乗じて得た数値に1.7を加えた数値以下であるか否かを判定するものとする。
(略)	(略)
呼び径が5A以上のもの	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径の数字(日本工業規格B2001号においてAの符号で表す数字)が5以上のもの(呼び径の数字がないものにあつては、口径が5ミリメートル以上のもの)をいう。
(略)	(略)

	直列インダクタンス	日本産業規格 C5101 若しくは I E C 61071-1 で規定された測定方法又はこれらに準じる測定方法により測定された値をいう。	
	(略)	(略)	
3・3 の2	(略)	(略)	
4	乾燥重量	(略)	
	<u>детネーションエンジン</u>	<u>детネーション (爆轟燃焼) を燃焼室内の燃焼圧向上に利用するエンジンをいう。</u>	
		<u>パルスдетネーションエンジン、回転детネーションエンジン及び連続детネーションエンジンを含む。</u>	
	複合サイクルエンジン	(略)	
	ラムジェット	(略)	

	直列インダクタンス	日本工業規格 C5101 若しくは I E C 61071-1 で規定された測定方法又はこれらに準じる測定方法により測定された値をいう。	
	(略)	(略)	
3・3 の2	(略)	(略)	
4	乾燥重量	(略)	
	(新設)	<u>(新設)</u>	
		<u>(新設)</u>	
	複合サイクルエンジン	(略)	
	ラムジェット	(略)	

	エンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、 <u>デトネーションエンジン</u> 又は複合サイクルエンジンの部分品			エンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン又は複合サイクルエンジンの部分品	
	(略)	(略)		(略)	(略)
	同等の規格	<u>日本産業規格 Z 8 8 2 0</u> を含む。		同等の規格	<u>日本工業規格 Z 8 8 2 0</u> を含む。
	(略)	(略)		(略)	(略)
5	(略)	(略)	5	(略)	(略)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第5条第二号中の工作機械</u>	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第5条第二号イ（三）に該当するものを除く。）にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。		<u>数値制御を行うことができる工作機械</u>	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械（貨物等省令第5条第二号イ（三）に該当するものを除く。）にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	貨物等省令第5条第二号ハ（四）中のZ軸又はW軸	国際規格 ISO 8 4 1 : 2 0 0 1（ <u>日本産業規格 B 6 3 1 0（2003）</u> （産業オートメーションシステム—機械及び装置の制御—座標系及び運動の記号））で定めるZ軸又はW軸		貨物等省令第5条第二号ハ（四）中のZ軸又はW軸	国際規格 ISO 8 4 1 : 2 0 0 1（ <u>日本工業規格 B 6 3 1 0（2003）</u> （産業オートメーションシステム—機械及び装置の制御—座標系及び運動の記号））で定めるZ軸又はW軸

(略)	(略)
0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの	<u>0から0.2ミリメートルまでのいずれかの測定点において0.2マイクロメートル以下の分解能を有するものをいう。</u>
測定レンジ	<u>測定装置の作動距離の最大と最小の差をいう。</u>
(略)	(略)
7	輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの
	(略)
	<u>貨物等省令第6条第一号、第二号、第四号、第七号の二又は第八号の二から第八号の四までに該当する貨物には、ウエハー上におけるパターン形成からパッケージングまでの工程の全ての状態のものを含む。</u>
(削る)	(削る)

(略)	(略)
0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの	<u>2の「0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの」の解釈に同じ。</u>
(新設)	(新設)
(略)	(略)
7	輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの
	(略)
	(新設) (略)
集積回路	<u>ウエハー上における回路形成からパッケージングまでの工程の全ての状態の</u>

(略)	(略)
信号処理	外部からの情報を伝達する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいう。
(略)	(略)
真空電子デバイス	(略)
(略)	(略)
マイクロ波用ディスクリートトランジスタ	貨物等省令第6条第二号ニの(一)から(五)でそれぞれ定める周波数帯域において、2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。 電力増幅器ともいう。これらは、貨物等省令第6条第二号ニ(一)～(六)の規定に基づいて判定するものとする。
	(略)

	ものをいう。
(略)	(略)
<u>貨物等省令第6条第一号ロ、同号へ及び同条第三号中の信号処理</u>	外部からの情報を伝達する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいう。
(略)	(略)
<u>貨物等省令第6条第二号イ及びロ中の真空電子デバイス</u>	(略)
(略)	(略)
マイクロ波用ディスクリートトランジスタ	貨物等省令第6条第二号ニの(一)から(五)でそれぞれ定める周波数帯域において、2以上の周波数帯域にまたがって作動するものについては、これらのうちピーク飽和出力値の最も低いものを制限値とする。 電力増幅器ともいう。これらは、貨物等省令第6条第二号ニ(一)～(五)の規定に基づいて判定するものとする。
	(略)



	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	周波数マスク トリガー	(略)
	<u>ベクトル変調 帯域幅</u>	<u>無線周波数信号がデジタルベースバンド信号により変調された際の、無線周波数信号の帯域幅をいい、情報帯域幅ともいう。I/Q変調を用いたデジタル変調は無線周波数ベクトル変調信号を生成するための技術的な手法であり、その出力信号は一般的にベクトル変調帯域幅を有するものとして仕様化されている。</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	信号処理	<u>7の「信号処理」の解釈に同じ。</u>
	(略)	(略)

	(略)	(略)
	<u>貨物等省令第6条第十一号 ロ中の解析</u>	<u>信号振幅の計算、高調波成分の計算又は周波数成分の計算を含む。</u>
	周波数マスク トリガー	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>複屈折率が7 ナノメートル 毎センチメートル未満</u>	<u>ガラス製造者の仕様をいう。</u>
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	信号処理	<u>7の「貨物等省令第6条第一号、同号へ及び同条第三号中の信号処理」の解釈に同じ。</u>
	(略)	(略)

9

(略)	(略)
信号処理	<u>7の「信号処理」の解釈に同じ。</u>
(略)	(略)
<u>非対称アルゴリズム</u>	<u>暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。</u>
<u>512ビットを超える整数の素因数分解</u>	<u>RSA方式を含む。</u>
<u>有限体上の乗512ビットを超える離散対数の計算</u>	<u>有限体上のDiffie-Hellman方式を含む。</u>
<u>第八条第九号するもの以外の群における112ビットを超える離散対数の計算</u>	<u>楕円曲線上のDiffie-Hellman方式を含む。</u>
<u>格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題</u>	<u>ポスト量子、量子安全、耐量子ともいう。</u>
	<u>NewHope、Frodo、</u>

9

(略)	(略)
信号処理	<u>7の「貨物等省令第6条第一号、同号へ及び同条第三号中の信号処理」の解釈に同じ。</u>
(略)	(略)
<u>これと同等の非対称アルゴリズム</u>	<u>アルゴリズムの安全性が次のいずれかの有する困難性に基く非対称アルゴリズム（暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムをいう。）</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>NTRUEncrypt、Kyber、Titanium方式を含む。</u>
<u>超特異楕円曲線間の同種写像の探索</u>	<u>ポスト量子、量子安全、耐量子ともいう。</u>
	<u>超特異同種写像鍵カプセル化を含む。</u>
<u>ランダムな符号の復号</u>	<u>ポスト量子、量子安全、耐量子ともいう。</u>
	<u>McEliece、Niederreiter方式を含む。</u>
<u>貨物等省令第八号第九号イ(十二)、(十三) 二三、(十四) 中の操作、管理又は保守</u>	(略)
<u>汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー</u>	(略)
<u>ネットワークに接続する民生産業用途</u>	<u>情報システムのセキュリティ管理、デジタル通信、汎用的なネットワーク又は汎用的な計算をすること以外の用途</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>
<u>貨物等省令第八号第九号イ(十二)、(十三) 二三中の操作、管理又は保守</u>	(略)
<u>汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー</u>	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<p>であって、ネットワークに接続する消費者用途又は民生産業用途をいう。</p>		
任意でないデータ	<p>システムの安定性、性能又は物理的測定に直接的に関連するセンサーのデータ又は計測したデータ（温度、圧力、流速、質量、体積、電圧、物理的位置など）であって、当該貨物を使用する者によって変更できないものをいう。</p>	(新設)	(新設)
暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	<p>次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第九号イに該当するもの（第九号へに該当しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム（第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を第二十一条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの</p> <p>ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの</p>	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

10	(略)	(略)
	受信機能を有するもの又はその部分品	通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。
		(削る)
10	ハイドロホン	(略)
		水中の音響変換器で受信機として設計され動作するトランスデューサーを含む。
	(略)	(略)
	貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ロ (略) ハ フォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当するものに限る。)を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの (二) 次の1か

10	(略)	(略)
	受信機能を有するもの	(新設)
		送受信機能を有するものを除く。
10	ハイドロホン	(略)
		(新設)
	(略)	(略)
	貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの	次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ロ (略) ハ フォーカルプレーンアレー(貨物等省令第9条第三号ニ(一)2又はホ(二)に該当するものに限る。)を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの (二) 次の1か

		ら4までの全 てに該当する もの 1 最小水平 瞬時視野又 は最小垂直 瞬時視野が <u>2</u> ミリラジ アン以上の もの 2～4 (略 ) (三) (略) ニ (略)
(略)	(略)	
持続波レーザー発振器	(略)	
<u>貨物等省令第9条第十号イ及びロに該当する単一横モード</u>	<u>M<sup>2</sup>ファクタが1.3未満のレーザービームプロファイルのものをいう。</u>	
<u>貨物等省令第9条第十号イ及びロに該当する多重横モード</u>	<u>M<sup>2</sup>ファクタが1.3以上のレーザービームプロファイルのものをいう。</u>	
貨物等省令第9条第十号イ(六)2に該		産業用レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するも

		ら4までの全 てに該当する もの 1 最小水平 瞬時視野又 は最小垂直 瞬時視野が <u>10</u> ミリラ ジアン以上 のもの 2～4 (略 ) (三) (略) ニ (略)
(略)	(略)	
持続波レーザー発振器	(略)	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
貨物等省令第9条第十号イ(六)2に該		産業用レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するも

当する波長可  
変レーザー発  
振器以外の持  
続波レーザー  
発振器

のを除く。  
イ (削除)

ロ～ニ (略)  
ホ 定格出力が3.  
3キロワット超6.  
0キロワット以下の  
ものであって、ビー  
ムパラメータ積が3  
. 5ミリメートル・  
ミリラジアン超のも  
の

へ (削除)

ト (削除)

当する波長可  
変レーザー発  
振器以外の持  
続波レーザー  
発振器

のを除く。  
イ 定格出力が5 0  
0ワット超1キロワ  
ット以下のものであ  
って、次のすべてに  
該当するもの

(一) ビームパラメ  
ータ積が0. 7ミリ  
メートル・ミリラジ  
アン超のもの

(二) 輝度が1, 0  
2 4ワット毎平方ミ  
リメートル毎平方ミ  
リラジアン以下のも

の

ロ～ニ (略)

ホ 定格出力が3.  
3キロワット超4.  
0キロワット以下の  
ものであって、ビー  
ムパラメータ積が3  
. 5ミリメートル・  
ミリラジアン超のも  
の

へ 定格出力が4.  
0キロワット超5.  
0キロワット以下の  
ものであって、ビー  
ムパラメータ積が5  
. 0ミリメートル・  
ミリラジアン超のも  
の

の

ト 定格出力が5.  
0キロワット超6.  
0キロワット以下の

		チ・リ (略)				ものであって、ビームパラメータ積が7.2ミリメートル・ミリラジアン超のもの チ・リ (略)
	(略)	(略)		(略)	(略)	注：輝度とは、レーザー発振器の定格出力値をビームパラメータ積の二乗で除したものをいう。
	貨物等省令第9条第十三号中の航海用レーダー	(略)		貨物等省令第9条第十三号中の航海用レーダー	(略)	
	<u>貨物等省令第9条第十三号の二中の宇宙用に設計した固体の光検出器</u>	<u>地表から100キロメートルを超える高度で動作するよう(に)設計された(した)固体の光検出器(をいう。)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
1 1	(略)	(略)		1 1	(略)	(略)
	安定性	安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その構成値からのバラツキの標準偏差(1シグマ)をいい、時間の関数として表さ		安定性	安定した温度条件の下で計測されたある特定のパラメータについて、その構成値からのバラツキの標準偏差(1シグマ)をいい、時間の関数として表さ	



		れる。 注： <u>加速度計及びジャイロ스코ープの安定性は、公称測定時間と一致した積分周期（すなわち、サンプル時間）で、アラン分散ノイズ解析で算出された値で評価することも可能である。</u> 公称測定時間には、アラン分散ノイズ解析が、不安定になる点を超えてレート及び <u>加速度計のランダムウォーク又はレート及び加速度計のランプの分布範囲に入ったと公称測定時間と一致した積分周期から推定することを含む（IEEE Std 952-1997（R2008）又はIEEE Std 1293-1998（R2008）参照）。</u>
	(略)	(略)
	方位精度が20秒以下のもの	(略)
	<u>衛星航法システム</u>	<u>地上局、衛星群及び受信機から構成されるシステムであり、衛星からの受信信号を基に受信機の位置が計算可能なもの。これには、全地球航法衛星システム及びちいき航法衛星システムが含まれる。</u>
1 2	(略)	(略)

		れる。 注：安定性は、公称測定時間と一致した積分周期（すなわち、サンプル時間）で、アラン分散ノイズ解析で算出された値で評価することも可能である。 公称測定時間には、アラン分散ノイズ解析が、不安定になる点を超えてレートランダムウォーク又はレートランプの分布範囲に入ったと公称測定時間と一致した積分周期から推定することを含む（IEEE Std 952-1997（R2008）参照）。 <u>アランノイズ分散解析は、MEMSジャイロ스코ープの特性を示すために使用され、また、シングレージャイロ스코ープ（RLGs）及び光ファイバージャイロ스코ープ（FOGs）のような他のジャイロ스코ープにも適用される。</u>
	(略)	(略)
	方位精度が20秒以下のもの	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
1 2	(略)	(略)

1 3	(略)	(略)
	貨物等省令第12条第十号の二イ中の最大航続時間	(略)
	超合金	<u>ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、AISI300系列より優れた強度を有するものをいう。</u>
(略)	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
	火薬又は爆薬の添加剤	(略)
	非磁性材料	<u>非磁性材料とは、相対性透過性が2未満のものをいう。</u>
(略)	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	導電性高分子	(略)
	連続気泡発泡体	<u>とろろ可撓性のある多孔性材料であって、その内部が通気構造のものをいう。三次元網状発泡体ともいう。</u>
(略)	(略)	(略)

1 3	(略)	(略)
	貨物等省令第12条第十号の二イ中の最大航続時間	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
	火薬又は爆薬の添加剤	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	導電性高分子	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)

ハイドロホン	<p><u>通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。</u></p> <p><u>1以上のセンサーからなるものであって、受信する音波チャンネルが単一のものをいう。複数のセンサーを有するものはハイドロホングループともいう。</u></p>
	<p><u>水中の音響変換器で受信機として設計され動作するトランスデューサーを含む。</u></p> <p>(削る)</p>
(略)	(略)
えい航ハイドロホンアレー	<p><u>通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。</u></p>
	(削る)
(略)	(略)
えい航ハイド	<u>通常の用途において個別の送信装置に</u>

ハイドロホン	(新設)
	<p>(新設)</p> <p><u>送受信機能を有するものを除く。</u></p>
(略)	(略)
えい航ハイドロホンアレー	(新設)
	<p><u>送受信機能を有するものを除く。</u></p>
(略)	(略)
えい航ハイド	(新設)

ロホンアレー用に設計した信号処理装置	<u>結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。</u>	
		<u>(削る)</u>
海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレー	<u>通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。</u>	
		<u>(削る)</u>
海底用又は港湾用ケーブルシステム用に設計した信号処理装置	<u>通常の用途において個別の送信装置に結びついたものであるか否かに関わらず、受信機及び受信機のために特別に設計された部品にも適用されるものをいう。</u>	
		<u>(削る)</u>
(略)	(略)	

(ロ) ~ (ニ) (略)

(8) (略)

2 ~ 13 (略)

別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 ~ 4 (略)

ロホンアレー用に設計した信号処理装置		<u>送受信機能を有するものを除く。</u>
海底用又は港湾ケーブル用のハイドロホンアレー	<u>(新設)</u>	
		<u>送受信機能を有するものを除く。</u>
海底用又は港湾用ケーブルシステム用に設計した信号処理装置	<u>(新設)</u>	
		<u>送受信機能を有するものを除く。</u>
(略)	(略)	

(ロ) ~ (ニ) (略)

(8) (略)

2 ~ 13 (略)

別表第1 輸出許可等の事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 ~ 4 (略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 (略)
- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物
  - (1)～(17) (略)
  - (17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
    - (イ)～(ハ) (略)
  - (18)・(19) (略)

別表第2～別表第7 (略)

別紙

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

- 1 (略)
- 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物
  - (1)～(17) (略)
  - (17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
    - (イ)～(ハ) (略)
  - (18)・(19) (略)

別表第2～別表第7 (略)